

## 環境負荷低減行動計画に関する指針

平成12年12月 1日

一部改正 令和 元年 6月18日

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第25条第1項に規定する環境配慮書の作成を要する指定事業所を設置する者は、自らの責任において環境への負荷を低減するため、当該指定事業所の事業内容、形態等に応じ、次に定めるところにより、環境への負荷の低減を図るための行動計画を策定するものとする。

### 1 環境負荷低減行動計画の作成、実施等の手順

環境負荷低減行動計画（以下「計画」という。）の策定に当たって、日本産業規格Q14001に定める環境マネジメントシステム及びこれと同等の環境マネジメントシステムの実施により事業所独自の計画の策定、実施等の手順がある場合にあってはその手順により、事業所独自の計画の策定、実施等の手順がない場合にあっては次の手順によるものとする。なお、8の環境負荷低減行動計画書の作成に当たっては、3から7までに定める方法によること。

#### (1) 環境管理体制の整備及び対象事項の選定

環境管理のための体制を整備した上で、指定事業所の事業内容、事業所の形態等に応じ、当該指定事業所において、環境への負荷の低減に向けた取組の対象となる事項を、規則第64条第1項各号に掲げる事項から選定する。

#### (2) 現況の把握

評価対象として選定した事項について、環境負荷低減行動の現況の取組状況を把握するとともに、現況の環境への負荷量も把握し、それらの結果を取りまとめる。

#### (3) 現況の評価

選定した対象事項について、現況の取組状況及び環境への負荷量の結果を基に、事業者としての環境上の関心、環境への影響の程度の観点等から現況の環境負荷低減行動を評価する。

#### (4) 計画の策定

現況の評価結果を基に、事業所としての環境負荷低減行動に係る方針を策定し、この方針に沿った環境行動目標を掲げた計画を策定する。

規則第65条第1項に規定する事業所にあっては、環境負荷低減行動計画書を市長に提出する。

#### (5) 計画の実施

策定した計画は、適切に実施するとともに、計画の実施状況について、適宜評価を実施し、計画の実施状況に反映させる。

#### (6) 評価・見直し

計画終了年度において、それまでの計画の実施状況、評価の結果等を基に、計画の見直しを行うものとする。

計画の策定から計画の評価及び見直しまでに至る流れは、図のとおりである。

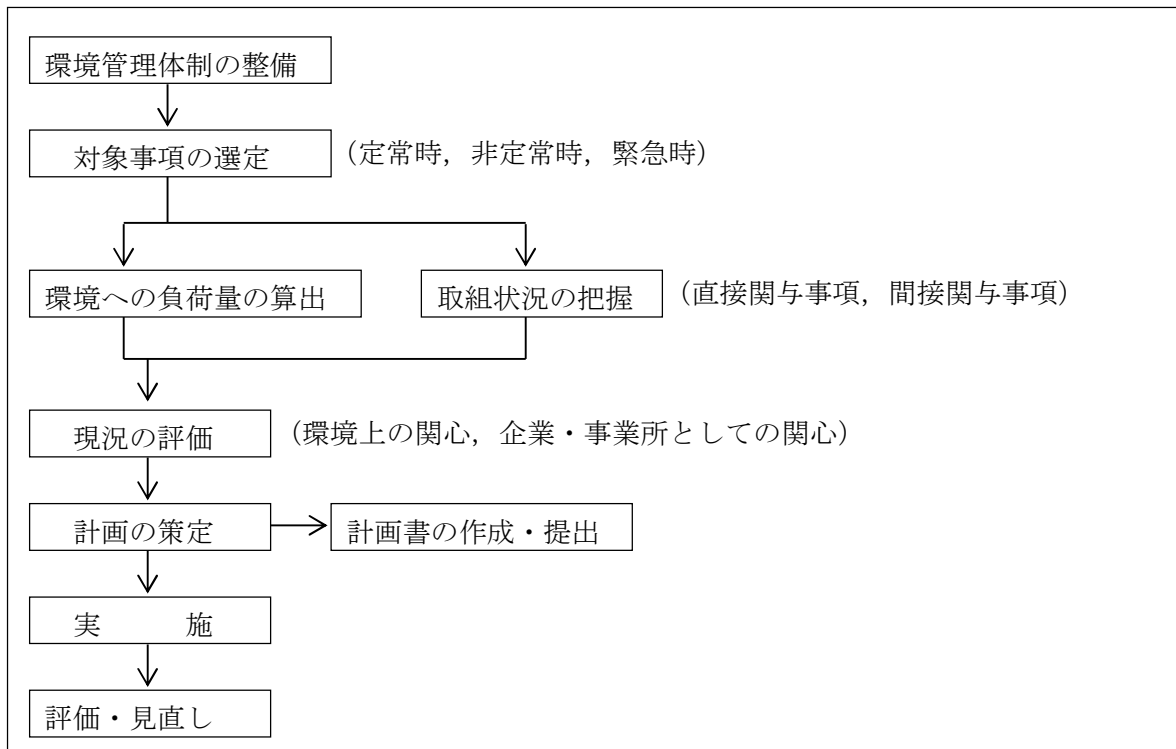


図 計画の策定、実施等の流れ

## 2 環境管理体制の整備

環境の保全を推進するための役割、責任及び権限の体制を次により整備し、明確化する。

### (1) 体制の明確化

環境の保全に係る管理責任者及び専門部署又は担当者を設置すること。

環境管理の体制は、計画の策定後の運用段階においても、環境方針、環境行動目標の実施、評価等の各種継続的な改善のための活動が発生することに留意する。

### (2) 組織図の作成

環境の保全に係る組織体制を明示した組織図を作成すること。

## 3 対象事項の選定

対象事項の選定は、規則第64条第1項各号に掲げる事項のうちから、次に掲げる事項に留意し、法規制等に関連する事項、環境への負荷が多い事項、事業所の形態別に関連する事項、事業所の事業内容に関連する事項、環境への社会的な関心と動向等に配慮して行う。

対象事項の選定に当たって参考とするため、別表第1の1に法規制等に関連する事項を、同表の2に事業所の形態別に関連する事項を、同表の3に事業所の事業内容に関連する事項を示した。

(1) 対象事項の選定に当たっては、事業所が管理できる範囲（以下「直接影響の範囲」という。）にとどまらず、影響力を及ぼすことができる範囲（以下「間接影響の範囲」という。）まで実施すること。

(2) 対象事項の選定に当たっては、現在の環境影響にとどまらず、可能な限り過去の環境影響（土壌汚染、地下水汚染、PCB等の保管等）についても把握するほか、将来の企業活動についても、予想される範囲で大きな影響を及ぼすような事項（緊急事態等）についても確認しておくこと。

#### 4 取組状況の把握

環境の保全への取組状況の把握は、現時点の取組状況を認識することにより、事業所の対象となる配慮項目及び今後実施すべき具体的な取組を明らかにすることを目的とする。

現況の取組状況は、3により選定した対象事項について、別表第2の配慮項目の欄に掲げる対象事項ごとの配慮項目により、各配慮項目に対する取組状況を次により把握するものとする。

##### (1) 現況把握の対象範囲

別表第2は、環境負荷低減行動の対象事項ごとに、表-1に掲げる各段階に分類して示している。

別表第2の配慮項目の欄に掲げる配慮項目は、あらゆる業種の事業所が利用できるものとなっているため、事業所に関連がある項目を選定する。これらの配慮項目は、業種によっては、直接影響の範囲で関連のない項目も含まれているが、間接影響の範囲について、関連があると判断される項目も含めて対象項目を選定するものとする。

表-1 環境への負荷の低減に係る対象項目の分類（ライフサイクルの各段階）

段 階	対 象
原料等の調達段階	製品の原材料、日常業務に用いる資材、機材等の調達及び購入に係るもの
製品の設計、製造等の段階	製品の設計及び製造、日常業務に係るもの。製造に伴って排出される物質に係る対策等が対象となる。
製品の輸送、販売等の段階	製品の包装、輸送、販売等に係るもの。輸送段階での廃棄物の削減、環境に配慮した製品の販売促進等が対象となる。
製品等の使用の段階	製品の使用に係るもの。省エネルギー設計等使用時の環境への負荷を低減させる対策等が対象となる。
製品等の廃棄の段階	製品等の廃棄に係るもの。廃品の回収、リサイクル等が対象となる。
プロセス等の更新の段階	プロセス、工程、設備等の更新に係るもの。環境への負荷が小さくなるようにプロセスの改善等が対象となる。

##### (2) 現況の取組状況の把握方法

現況の取組状況は、選定した対象事項ごとについて、現況の取組を踏まえて、別表第2の取組状況の欄に、表-2に掲げる記号を記載する。

各配慮項目とも、定常時（通常時）及び非定常時（非通常時）に関連するものとして記号を記載するものとする。緊急時については、配慮項目に設定している。

表－２ 現況の取組状況の把握方法

取 組 状 況		記 号
関連する項目	既に取り組んでいる項目	○
	ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目	△
	取り組んでいない項目	×
関連のない項目		/

5 環境への負荷量の算出

対象とした事項について、事業活動に伴って発生している負荷量を把握し、環境への影響の大きい対象事項を明らかにして、今後の取組項目の選定の資料とする。この場合において、環境への負荷量の算出の結果から、事業所からの負荷量が比較的大きい事項について、環境影響の規模、重大性、発生の確率及び持続期間を考慮して、環境への影響を評価し、今後、重点的に取り組むべき事項を抽出する。環境への負荷量の算出に当たっては、事業活動の一連の流れを整理し、既存のデータにより、各工程から発生する環境への負荷を洗い出すことが有効な手段となる。環境への負荷量は、表－３に掲げる対象事項ごとに、別表第３から別表第９までに示した方法により算出する。なお、年ごとの負荷量が同じ根拠で容易に把握できるようにしておくことが重要である。

(１) 実測値による負荷量の算出

環境への負荷量は、できる限り実測値によることが望ましい。既に実測値を把握している場合は、その実測により負荷量を算出するものとする。

(２) 推計による負荷量の把握

実測値がない場合又は実測による算出が困難な対象事項については、推計により環境への負荷量を把握する。

表－３ 環境への負荷量の算出方法の一覧

算 定 方 法	別 表
事業所からの大気汚染物質の排出量の算出方法	別表第３
事業所からの水質汚濁物質（排水指定物質及び水の汚染状態を示す項目をいう。以下同じ。）の排出量の算出方法	別表第４
事業所からの化学物質の排出量の算出方法	別表第５
事業所で使用する自動車からの排出ガス量の算出方法	別表第６
事業所から排出される温暖化物質の排出量の算出方法	別表第７
事業所で使用する資源量の算出方法	別表第８
事業所からの廃棄物等の排出量の算出方法	別表第９

## 6 現況の評価

4の取組状況の把握及び5の環境への負荷量の算出の結果を踏まえ、次により事業所における環境負荷低減行動の取組状況の評価を行い、環境方針、環境行動目標等の計画の策定に当たって、今後、取り組むべき重要な課題を選定するための基礎資料とする。

現況の評価に当たっては、次により自らの取組を定量的に把握する。

### (1) 環境の保全に対する重要度

4の取組状況の把握により、別表第2の取組状況の欄に「○」、「△」又は「×」のいずれかを記載した配慮項目について、次の観点を考慮し、表-4に掲げる効果の状況の欄に応じた重要度を、別表第2の環境の保全の重要度の欄に記載する。

ア 法律及び条例による規制の適用

イ 環境への負荷の大きい事項（環境影響を変化させることの困難さ等）

ウ 環境影響を変化させたときの事業活動に与える影響

エ 利害関係者の関心

オ 環境問題への社会的な関心と動向（企業イメージに及ぼす影響等）

表-4 環境の保全に対する重要度による重要点

効果の状況	重要点
環境の保全等に大きな効果がある項目	3点
環境の保全等に中程度の効果がある項目	2点
環境の保全等に若干の効果がある項目	1点

### (2) 取組状況による点数付け

別表第2の配慮項目ごとに、4(2)において同表の取組状況の欄に記載した記号（表-2の○、△又は×）について、表-5に掲げるチェックの状況に応じた点数を付ける。

表-5 取組状況による点数のつけ方

チェックの状況	点数
「○」の項目（既に取り組んでいる項目）	2点
「△」の項目（ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目）	1点
「×」の項目（取り組んでいない項目）	0点

### (3) 取組状況の点数化

別表第2の配慮項目ごとに、(1)において同表の環境の保全の重要度の欄に記載した重要点と(2)において同表の取組状況の欄に記載した記号に付けた点数を次の例により乗じ、現況の取組状況を点数化する。この配慮項目ごとの点数を、事業所において関連する配慮項目（4(2)において、別表第2の取組状況の欄に「/」以外の記号を記載した項目をいう。以下同じ。）のすべてについて合計する。この合計値を「環境負荷低減行動指標値」とし、環境負荷低減に係る取組状況の現状を示す値とする。

表－6 取組状況の点数化（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×0点	0点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×1点	1点

(4) 環境負荷低減行動の取組目標の設定

事業所において関連する配慮項目のすべてについて取り組んだ場合の環境負荷低減行動指標目標値を把握する。この場合において、(2)の表－5の点数を表－7のように変更する。

表－7 取組状況による点数のつけ方（目標設定用）

チェックの状況	点数
「○」の項目（既に取り組んでいる項目）	2点
「△」の項目（ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な項目）	2点
「×」の項目（取り組んでいない項目）	2点

表－7により、環境負荷低減行動指標目標値の把握用に変更したチェックの状況に応じた点数に、(1)の表－4の重要点を乗じて、(3)の取組状況の点数化に掲げる方法に準じた表－8に掲げるところにより、環境負荷低減行動指標目標値を求める。

表－8 環境負荷低減行動指標目標値の把握方法（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×2点	4点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×2点	2点

(5) 取組状況の現況の評価

環境負荷低減行動指標目標値は、事業所における達成目標であり、(3)の取組状況の点数化により求めた環境負荷低減行動指標値と比較することにより、現状の環境負荷低減行動の取組の達成度（以下「現状達成度」という。）を把握する。

各事業所は、計画の策定時にこの現状達成度を求め、今後取り組む環境負荷低減行動の選定の際の基礎資料とする。この環境負荷低減行動指標値と現状達成度は、計画策定時に限らず、計画実施後、毎年の把握を行い、経年的な取組状況を把握することが望ましい。

$$\text{現状達成度} = \frac{\text{環境負荷低減行動指標値}}{\text{環境負荷低減行動指標目標値}} \times 100$$

## 7 計画の策定

4の取組状況の把握、5の環境への負荷量の算出及び6の現況の評価の結果を参考にして、5年間程度の範囲で、環境への負荷の低減に向けた計画を策定する。

計画の策定に当たっては、事業所としての環境負荷低減行動に係る方針に沿って計画の策定を行う。既に方針がある事業所にあつてはそれを確認し、方針がない事業所にあつては、これまで検討した結果により今後対応の必要な汚染物質を対象とした対応方針を立てる。また、計画は、事業所の事業活動の内容、形態等に応じて、よりわかりやすい計画の策定に努めることが望ましい。

6で算出した環境負荷低減行動指標値、環境負荷低減行動指標目標値及び現状達成度を参考に、今後の取組を行う環境負荷低減行動を選定する。この選定は、計画の重要な骨子となることに留意する。

### (1) 今後の配慮項目の選定

別表第2の取組状況の欄に「/」以外の記号を記載した配慮項目について、同表の環境の保全の重要度の欄に記載した重要点を考慮して、今後、取り組む必要があると考えられる配慮項目を選定する。特に、同表の取組状況の欄に「△」又は「×」が付された配慮項目については、必要に応じて重点的に取り組むことが考えられる。また、配慮項目の選定は、継続的な改善を視野に、取組自体が合理的で、実行可能な配慮項目を選定するものとする。

選定した項目については、同表の今後の取組状況の欄に、今後5年程度の範囲内に取り組む予定について、表-9に掲げる取組状況に応じた記号を記載する。

表-9 今後の取組状況の把握方法（今後5年の予定）

取 組 状 況	記 号
取り組む予定がある項目	○
ある程度取り組む予定であるが、さらに取組が必要な項目	△
取り組む予定のない項目	×

備考 現在既に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいく配慮項目については、別表第2の取組状況の欄に既に「○」の記載があつても、今後の取組予定の欄にも同様に「○」を記載する。

### (2) 今後の取組状況の評価

(1)で選定した配慮項目に係る環境負荷低減行動について、点数付けをし、指標化を行い、今後の取組状況进行评估する。

#### ア 今後の取組状況の点数付け

別表第2の配慮項目ごとに、(1)において同表の今後の取組状況の欄に記載した記号（表-9の○、△又は×）について、表-10に掲げるチェックの状況に応じた点数を付ける。

表-10 今後の取組状況の点数付け（今後5年の予定）

チェックの状況	点 数
「○」の配慮項目（取り組む予定がある項目）	2点
「△」の配慮項目（ある程度取り組む予定であるが、さらに取組が必要な項目）	1点
「×」の配慮項目（取り組む予定のない項目）	0点

#### イ 今後の取組状況の点数化

6（3）の取組状況の点数化に掲げる方法に準じて、今後の取組状況について配慮項目ごとに、環境の保全に対する重要度を勘案し、表－11に掲げる例により点数を付ける。

点数を付けた項目を合計し、この合計値を「環境負荷低減行動指標計画値」とし、環境負荷低減に係る今後の取組状況を示す値とする。

表－11 今後の取組状況の点数化（例）

効果の状況	取組状況	算出式	点数
「大きな効果がある。」と判断した項目	「○」である場合	3点×2点	6点
「中程度の効果がある。」と判断した項目	「×」である場合	2点×0点	0点
「若干の効果がある。」と判断した項目	「△」である場合	1点×1点	1点

#### ウ 今後の取組状況の評価

環境負荷低減行動指標計画値と6（4）に掲げる環境負荷低減行動指標目標値とを比較することにより、今後の環境負荷低減行動の取組の達成度（以下「達成予定度」という。）を把握する。計画の策定に当たっては、この達成予定度を求め、今後の取組の結果、どの程度まで取組状況が改善されるかという評価を行う。

$$\text{達成予定度} = \frac{\text{環境負荷低減行動指標計画値}}{\text{環境負荷低減行動指標目標値}} \times 100$$

### （3）計画の策定

計画の策定に当たっては、次に掲げる事項について、8の環境負荷低減行動計画書に準じて計画をとりまとめることが望ましい。

指定事業所の設置・変更許可申請に併せて作成する環境配慮書については、中期的な計画に沿って、環境への負荷の低減に配慮したものとすることが望ましいことから、計画と関連付けた環境配慮書の作成に努めるものとする。

#### ア 事業活動の概要

計画には、次の事項を簡潔に記述する。

##### （ア）事業内容

（イ）事業所の規模（従業員数、事業所の延べ床面積、年間使用熱量、廃棄物焼却炉の焼却能力、1日当りの総排水量及び自動車の使用台数）

（ウ）環境の保全に関する組織体制等

#### イ 環境の保全に向けた具体的な取組

6の現況の評価及び（2）の今後の取組状況の評価の結果を踏まえ、対象事項に係る次の事項について整理する。

（ア）別表第2の取組状況の欄に現況の取組状況を、同表の環境保全の重要度の欄に重要点を、同表の今後の取組状況の欄に今後の取組予定をそれぞれ整理する。

（イ）環境負荷低減行動指標目標値

（ウ）環境負荷低減行動指標値及び現状達成度

（エ）環境負荷低減行動指標計画値及び達成予定度



## ウ 行動目標の設定

環境への負荷の現状並びに環境保全に向けた方針及び具体的な取組を基に、対象事項についての行動目標を検討し、整理する。行動目標の設定に当たっては、継続的な改善を視野に、目標自体が合理的で、実現可能であることに留意する。この場合において、可能な範囲で次のような定量的な目標の設定に努めるものとする。

- (ア) 指定事業所から排出される大気汚染物質の排出の抑制に係る事項
  - a 生産量（使用熱量、出荷額等）当りの負荷の削減率（1年に〇%など）
  - b 窒素酸化物等の総排出量を〇年間で現状より〇%削減
- (イ) 指定事業所から排出される排水中の排水指定物質の排出の抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善に係る事項
  - a 生産量、出荷額当りの負荷の削減率（1年に〇%など）
  - b 化学的酸素要求量等の排出負荷量を〇年間で現状より〇%削減
- (ウ) 化学物質の適正管理に係る事項
  - a 〇年間で〇〇〇〇物質の使用量（排出量）を〇%削減する。
  - b 生産量（出荷額）当りの〇〇〇物質の使用量を〇%削減する。
- (エ) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項
  - a 自動車からの窒素氧化物（粒子状物質）の排出量を現状より〇%削減
  - b 〇年間で〇台の低公害車（電気自動車、CNG車、ハイブリッド車等）を導入する。
- (オ) 温暖化物質の排出の抑制に係る事項
  - 二酸化炭素の排出量を〇年間で現状より〇%削減
- (カ) 省資源及び省エネルギー対策に係る事項
  - a 水（電気）の使用量の削減（節約）率（1年に〇%など）
  - b 生産量（出荷額）当りの原材料（使用熱量）の削減率（1年に〇%など）
  - c エネルギー効率（発電効率）を現状より〇%向上
- (キ) オゾン層破壊物質の排出の防止に係る事項
  - a オゾン層破壊物質の使用量を現状より〇%削減
  - b 〇%のオゾン層破壊物質を回収・処理
- (ク) 廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正処理に係る事項
  - 廃棄物の発生抑制率、再利用率、再生利用率等

## 8 環境負荷低減行動計画書の作成

### (1) 計画書の作成

#### ア 事業活動の概要

規則第26号様式付表1（事業活動の概要書）には、7（3）アに掲げる事業活動の概要に係る各事項を記載する。

#### イ 環境への負荷の低減に向けた取組状況

規則第26号様式付表2（環境への負荷の低減に向けた取組状況書）には、7（3）イに掲げる事項について、別表第2に記載した結果を基に、次により取りまとめる。

#### (ア) 対象とする配慮項目

別表第2の取組状況の欄に、「/」以外の記号（○、△及び×）を記載した配慮項目について同表の項目番号の欄の番号を、対象項目ごとに記載する。また、合計点の欄には、環境負荷低減行動指標目標値を記載する。

#### (イ) 現状の配慮項目

別表第2の取組状況の欄に、「○」及び「△」の記号を記載した配慮項目について、同表の項目番号の欄の番号を、対象事項ごとに記載する。また、合計点の欄には環境負荷低減行動指標値を、指数の欄には現状達成度を記載する。

#### (ウ) 今後の配慮項目

別表第2の今後の取組状況の欄に、「○」及び「△」の記号を記載した配慮項目について、同表の項目番号の欄の番号を、対象事項ごとに記載する。また、合計点の欄には環境負荷低減行動指標計画値を、指数の欄には達成予定度を記載する。

ウ 規則第26号様式付表3（行動目標書）には、7（3）ウにより設定した行動目標を記載する。

エ 規則第26号様式付表4（環境への負荷の低減に向けた取組結果報告書）には、計画の見直し又は更新時において、計画期間内の取組状況及び行動目標の達成状況を記載する。

#### (2) 計画書の更新

計画は、おおむね5年間の計画であることから、5年ごとに見直しするものとする。更新する計画書は、計画期間の終了年度の翌年6月までに作成し、市長に提出するものとする。また、事業内容等の変更に応じて、環境負荷低減行動計画書の内容を大幅に変更した場合は、速やかに変更した計画書を提出するものとする。

#### 9 計画の実施

計画が策定されても、その実効性を確保するためには、計画に沿って事業者が責任を持って具体的な取組を進めることが重要である。

その取組の一つとして、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた取組及び行動目標を実現する最適な手段、日程及び責任者を定めた実行計画を策定することが望ましい。

従業員は、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた具体的な取組及び行動目標を熟知し、実行計画の実施に励む必要がある。また、取組の状況については、適宜、点検し、負荷の状況や取組の結果を記録しておき、その結果は、計画に掲げた環境への負荷の低減に向けた取組及び行動目標と比較した上で、達成されていれば更に高度な目標を設定し、達成されていない場合はその原因を分析し、対策を講ずるものとする。

#### 10 計画の評価・見直し

##### (1) 計画の評価

計画は、その終了年度において評価を行い、次の計画の策定に結び付けるものとする。環境への負荷の低減に向けた取組状況については、目標を達成したか否かを「○」や「×」で評価し、6の現況の評価に掲げる方法に準じて、点数化することにより、達成状況を把握する。行動目標については、測定記録等を基に達成状況を把握するものとする。

計画の評価に当たっては、取組の実績を過去の実績と比較して評価することも重要となる。また、事業所等の内部で評価の体制の確立に努めることが望ましい。

##### (2) 計画の見直し

計画の評価の結果を基に、環境への負荷の低減に効果の上がる取組内容の見直しを行い、環境への負荷について継続的な改善に努める。

計画の策定に当たっては、5年程度の計画期間内に実施予定の環境への負荷の低減に向けた取組状況及び行動目標を設定しているが、計画期間内に行動目標が達成された場合においても、取組の進捗状況に応じて、3の対象事項の選定で行った選択を見直し、環境への負荷量を算出する項目や取組状況を把握する項目を拡大し、より高い目標や新たな目標を設定するなど、計画自体の見直しをしていくことが望ましい。